

## 登記印紙の取扱いについて

平成23年4月1日から、登記事項証明書の交付請求等に係る登記手数料は、**登記印紙**に替えて、**収入印紙**で納付していただいています(注1)。

ただし、**登記印紙**についても、引き続き登記手数料の納付に使用することができます(注2)。

したがって、例えば、1,000円の**登記印紙**については、登記事項証明書を2通以上請求する場合に組み合わせて使用するなどして、ご活用願います(注3)。

(注1) 「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)附則第264条等

(注2) **収入印紙**と**登記印紙**を組み合わせることも可能です。

(注3) 登記手数料の額については[こちら](#)をご覧ください。

上記に関するご相談・ご質問等がございましたら、最寄りの法務局・地方法務局総務課までご連絡願います。